

承 継 届 出 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設
特定施設（ダイオキシン類）
特定施設（騒音・振動）
届出施設（ばいじん・有害物質・粉じん）
届出施設（騒音・振動）
固定型内燃機関

に係る届出者の地位を承継したので、

（大気汚染防止法第12条第3項
（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）
ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項
騒音規制法第11条第3項・振動規制法第11条第3項
大阪府生活環境の保全等に関する条例第34条
大阪府生活環境の保全等に関する条例第92条第3項
大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領第4条第1項第6号

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話番号)	承継した施設の概要	☐ 大気関係施設 (別紙のとおり) ☐ ダイオキシン類関係施設 (別紙のとおり) ☐ すべての騒音関係施設 ☐ すべての振動関係施設
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)	※整 理 番 号	
		※受理年月日	年 月 日
施設の設置場所		※施 設 番 号	
承 継 年 月 日	年 月 日	※備 考 (収受印等)	
被 承 継 者	氏 名 (法人にあつては、名称)		
	住 所		
承 継 の 原 因			

参考事項（被承継者が届出した内容を記載すること）

被承継工場又は事業場の名称

注意 この届出は、承継があつた日から30日以内に届け出ること。

※☐期限遵守指導済

備考1 施設の設置場所の記載欄については、できる限り図面等を利用して、承継した施設を明示すること。

2 ※の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 騒音・振動関係施設における承継届出にあつては、すべてを譲り受け、又は借り受けた場合にのみ届け出ること。

承継した施設の概要

			施 設 の 種 類	規 模	施 設 番 号
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙				
	特定粉じん				
	一般粉じん				
	揮発性有機化合物				
	水銀				
ダイオキシン類対策特別措置法					
大 阪 府 生 活 環 境 保 全 等 に 関 する 条 例	ばい煙	ばいじん			
		有害物質			
	粉じん				
固定型内燃機関					